健康保険証は 正しく使いましょう

健康保険証を使うときはこんなことに注意しましょう

1 資格喪失日以降は使えません





お手元の健康保険証は資格を喪失した日(退職日の翌日など)から、使うことはできません。すみやかに他の健康保険に切替えましょう。

2 仕事中・通勤中のケガや病気には使えません



仕事中・通勤中の事故等が原因のときは労災保険の対象です。 健康保険を使って受診することはできません。

② 交通事故などの場合は 届出が必要です



交通事故や第三者の行為によるケガや病気のために健康保険を 使って受診するときは届出が必要です。

(健康保険証に記載されている「保険者」に連絡して下さい。)



健康保険証は一人1枚ずつ交付されます。大切に保管し、紛失や 盗難に十分注意してください。

り 病院等の窓口に 必ず提示しましょう



健康保険証は必ず病院等の窓口に提示してください。 (高齢受給者証をお持ちの方は合わせて提示して下さい。)

みなさまにご負担いただく毎月の保険料、 そして、医療費を有効に活用するため、 ご理解・ご協力をお願いします。

信頼できるかかりつけの医師を持ちましょう

同じ病気で複数の医療機関をあちこち受診すると、 検査の繰り返しや薬の重複でかえって体に負担を 与えてしまう心配があります。

医療費がかかるだけでなく、病気の回復を遅らせる こともありますので、一貫した治療を受けるように ^会 心がけましょう。



(グ)全国健康保険協会(協会けんぱ)山梨支部